

諮問実施機関：熊本県教育委員会

諮問日：令和7年（2025年）3月26日

（諮問第242号、諮問第243号及び諮問第244号）

答申日：令和8年（2026年）3月13日（答申情第201号）

事案名：いじめに関する報告書の部分開示決定に関する件（文書の特定等）

答 申

第1 審議会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、いじめに関する報告書について、令和5年（2023年）5月12日及び同年8月4日に行った各部分開示決定に対する各審査請求は、いずれも審査請求の利益が失われたと認められるので、却下すべきである。

また、実施機関が、同文書について、令和5年（2023年）10月2日に行った部分開示決定に対する審査請求のうち、不開示を求める部分は、不服申立適格が欠けていると認められるため、却下すべきである。

さらに、同審査請求のうち、その余の部分は、実施機関の文書の特定は妥当であるため、棄却すべきである。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）3月30日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。

熊本県内各市町村教育委員会・熊本県立学校（中学校、高等学校、特別支援学校等）から熊本県教育委員会へ提出された「いじめ（生徒間、教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）」に関する報告書等全て（平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）まで）（以下「本件請求文書」という。）

- 2 令和5年（2023年）5月12日、実施機関は、本件請求文書に該当する行政文書の一部として「令和3年度（2021年度）1学期校内組織（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の取組状況報告書」を特定し、その一部を条例第7条第2号（個人に関する情報）の規定に該当することを理由に不開示とし、その余の部分を開示する部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、令和5年（2023年）8月4日、実施機関は、本件請求文書に該当する行政文書の一部として「令和3年度（2021年度）2学期校内組織（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の取組状況報告書」、「令和3年度（2021年度）3学期校内組織（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の取組状況報告書」及び「令和3年度（2021年度）いじめ事案一覧表」を特定し、その一部を条例第7条第2号（個人に関する情報）の規定に該当することを理由に不開示とし、その余の部分を開示する部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

さらに、令和5年（2023年）10月2日、実施機関は、本件請求文書に該当する行政文書として別表に掲げる文書（以下「別表文書」という。）を特定し、その一部を条例第7条第2号（個人に関する情報）の規定に該当することを理由に不開示とし、その余の部分を開示する部分開示決定（以下「本件処分3」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- 3 令和5年（2023年）8月16日、同年9月27日及び令和6年（2024年）1月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分1ないし本件処分3を不服とする各審査請求を行った。
- 4 令和7年（2025年）3月26日、実施機関は、これらの審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）にそれぞれ諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

（1）本件処分1及び本件処分2について

本件処分1及び本件処分2を取り消し、審査請求人が開示を求める「いじめに関する報告書等」を特定した上で、部分開示決定のやり直しを求める。

（2）本件処分3について

本件処分3を取り消し、全ての「いじめに関する報告書等」を特定した上で、学校名を不開示とする部分開示決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書の要旨

ア 本件処分1及び本件処分2について

審査請求人が開示を求める「いじめに関する報告書等」とは、「各学校長名

で教育委員会あてに提出する『いじめの発生日時、場所、被害者名、加害者名、状況等』を記載した文書」で一般的に「事故報告書」と呼ばれる文書及びいじめ調査委員会の調査報告書等（以下これらを「本件請求報告書等」という。）である。本件処分1及び本件処分2で実施機関が特定した文書は、審査請求人が開示を求める文書ではない。

なお、本件処分1及び本件処分2で特定された文書は、県立学校の文書のみであるところ、県内市町村教育委員会から提出された「いじめに関する報告書」も合わせて特定するよう求める。

イ 本件処分3について

(ア) 平成29年度（2017年度）分の本件請求報告書等が延べ13件であることは、熊本市立学校を除いた県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計としては、非常に少ないと考える。他にも該当する本件請求報告書等が存在しないか、再度の特定を求める。

(イ) 本件請求報告書等が部分開示されるのは、その内容が広く共有され、今後のいじめ防止に役立てることが必要だからである。いじめの被害者への対応や親の願いが事細かに記載された報告書は、いじめ防止の観点からは、外れたものであると考える。そのような内容の報告書が学校名公開の形で部分開示されるのは、被害者個人の特定につながり、問題である。

(2) 反論書の要旨

ア 本件処分1及び本件処分2について

10自治体に同様の開示請求をしたが、本件請求報告書等を特定しなかったのは、実施機関を含む2自治体のみである。

本件請求文書の開示請求があれば、本件請求報告書等を特定するのは一般常識である。意図的に本件請求報告書等を特定しなかったと疑われても仕方がない。

また、特例延長の期間内に、突然、本件請求報告書等が特定されることは、審査請求人には推測できない。

イ 本件処分3について

(ア) 文部科学省は、毎年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を行い、「いじめの認知件数」を都道府県別と指定都市別で公表している。平成29年度（2017年度）のいじめの認知件数は、熊本市を除く熊本県全体で2,108件だった。当該件数には、国立学校や私立学校も含んでいるが、これらの学校は数が少ないため、大半が公立学校だと推測できる。いじめの認知件数に比べて、本件処分3で特定された本件請求報告書等は非常に少ないと感じる。

(イ) 実施機関は、弁明書において体罰事故報告書に関する答申を引用しているが、生徒間のいじめと教職員による体罰は全く違う話である。体罰抑止のため、体罰が起きた学校名を公表することは当然である。他方、いじめは、加害者も被害者も未成年であって、成長の過程であり、教職員等の大人からのサポートを受けながら、しても良いこととしてはいけないことの区別を学んでいく。いじめが起こった学校名を公表することで余計な負担が生じることはないよう配慮することは当然である。

体罰が起こった学校名の公表は知る権利の対象である。一方、いじめが起こった学校名を知る必要はない。

10自治体に同様の開示請求をしたが、本件請求報告書等を特定した8自治体は、いずれも学校名を不開示とした。

条例第4条は「適正請求及び適正使用」について規定しているところ、行政文書の開示を受けた者が、実施機関が本来不開示にすべき情報を開示していることを発見した時には、そのことを実施機関に伝える行為も含まれると考える。

(3) 意見書の要旨

本件処分3について

ア 本件請求報告書等は、市町村立学校と県立学校とで、担当する所属が異なることが一般的である。本件処分3では、学校安全・安心推進課が保有する文書のみ特定されたが、他の所属が保有している可能性はないのか。

イ ほとんどの自治体が「いじめが起きた学校名」を不開示にしている中、実施機関が頑なに「いじめが起きた学校名」を開示することは不可解である。

審査請求人が実施機関に対して行った、「いじめが起きた学校名」を不開示とすべき旨の別件審査請求は、却下裁決であった。しかし、本件処分3に対する審査請求のうち、学校名の不開示を求める部分について、実施機関は却下せず、第4の1(2)のとおり棄却すべき理由を弁明している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

(1) 本件処分1及び本件処分2について

本件請求文書に該当する行政文書が相当数に上り、文書の特定や開示又は不開示とする部分の検討に長期間を要することから、開示決定等期間の特例延長を行った。その上で、本件請求文書に該当する行政文書について、特定できた

ものから逐次、部分開示決定を行ったものである。

なお、審査請求人が求める本件請求報告書等については、後日、別途部分開示決定（本件処分3）を行っている。

（2）本件処分3について

ア 本件請求報告書等の保管状況を確認したところ、本件処分3で特定した文書以外の存在は確認できなかった。また、本件処分3で特定した文書は部分開示したにもかかわらず、他の文書を部分開示しない理由があるとは考えられない。

イ 熊本県情報公開審査会は、体罰事故報告書中の学校名の不開示情報該当性について、「被害生徒が所属する学校が特定されたとしても、当該学校が小規模校であるような場合を除き、関係者等以外の者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報との照合により特定の児童生徒を識別することはできないと考えられる。」と答申している（平成30年（2018年）12月27日付け答申第151号）。本件処分3で特定した文書の中に、例外的な扱いが必要であるほど生徒数が極端に少ない小規模校の事案は含まれていないことから、学校名については、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当しないと考えられる。

2 説明聴取の要旨

（1）本件請求文書の特定について

当初、本件請求文書に該当する行政文書として、「校内組織（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の取組状況報告書」、「いじめ事案一覧表」、本件請求報告書等、小中学校から提出される定例報告及び児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の5種類を特定した。

その上で、令和5年（2023年）5月12日付けで本件処分1、令和5年（2023年）8月4日付けで本件処分2を行った。

すると、令和5年（2023年）8月16日付けで、審査請求人から本件処分1に対する審査請求が行われた。当該審査請求書には、本件請求報告書等の開示を求める旨の記載があったため、審査請求人に電話でも確認した結果、本件請求報告書等のみを特定することとした。

また、令和5年（2023年）8月21日に審査請求人から電話があり、「8月から9月は児童生徒の自殺者が多いため、実施機関はその対応に集中するべきだ。文書の保存年限を考慮して、平成29年度（2017年度）分の本件請求報告書等のみを開示してもらえれば良い。」との申し出があった。

以上を踏まえ、平成29年度（2017年度）分の本件請求報告書等を特定し、令和5年（2023年）10月2日付けで本件処分3を行った。

（2）本件請求報告書等の検索について

執務室内及び地下書庫の紙書類や電子データを検索し、平成29年度（2017年度）の本件請求報告書等は、別表文書のみであることを確認した。

なお、平成29年度（2017年度）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態案件はなかったため、いじめ調査委員会の調査報告書等は存在しない。

また、本件請求報告書等について、平成29年度（2017年度）当時は高校教育課、義務教育課又は特別支援教育課（以下「高校教育課等」という。）に提出されたが、令和元年度（2019年度）、新設された学校安全・安心推進課に全て移管されたため、他の所属が保有している可能性はない。このことは、審査請求後にも改めて各課の書架を搜索し、存在しないことを確認している。

（3）いじめの認知件数と本件請求報告書等の件数の乖離について

いじめの認知件数とは、法の規定に基づき、学校が認知した全ての件数である。当該件数は、各学校から書面で提出される「校内組織（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の取組状況報告書」、「いじめ事案一覧表」及びその他の文書（小中学校から提出される定例報告及び児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）のうち、いじめに関するものを集計している。

他方、審査請求人が求める本件請求報告書等とは、各教育委員会が定める学校管理規則の規定に基づく事故報告、法第23条第2項の規定に基づく結果報告及び法第30条第1項の規定に基づく発生報告を含むものである。これらのうち、教育委員会への書面報告が必要な事案について明確な基準はない。慣例として、教育委員会として対応が必要な事案や、他機関へ影響がある事案など、学校長が重篤事案と判断したものが書面報告されている。

以上のとおり、認知した全てのいじめ事案について、必ず本件請求報告書等の提出があるわけではないため、いじめの認知件数と本件請求報告書等の件数に乖離が生じている。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分1ないし本件処分3の内容及び各審査請求の趣旨等が密接に関連することを踏まえ、諮問第242号、諮問第243号及び諮問第244号を併合して審議、答申することとした。

その上で、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分1ないし本件処分3の妥当性等について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 文書の特定について

行政文書開示請求書の内容を基本とし、審査請求人の主張内容（第3の2（1）

ア)と実施機関の説明内容(第4の2(1))を踏まえると、本件請求文書は、平成29年度(2017年度)分の本件請求報告書等であると解される。

2 本件処分1及び本件処分2を不服とする各審査請求の適法性について

各審査請求の趣旨は、本件処分1及び本件処分2を取り消し、平成29年度(2017年度)分の本件請求報告書等を特定した上で、改めて処分を求めるものである。

しかしながら、審査請求人が求める平成29年度(2017年度)分の本件請求報告書等は、本件処分3により令和5年(2023年)10月2日付けで部分開示決定が行われている。この時点で、本件処分1及び本件処分2の取消しを求める各審査請求の利益は失われたと認められる。

したがって、本件処分1及び本件処分2の取消しを求める各審査請求は、いずれも不適法なものであるため、却下すべきである。

3 本件処分3を不服とする審査請求の適法性について

審査請求の趣旨は、本件処分3を取り消し、平成29年度(2017年度)分の全ての本件請求報告書等を特定した上で、学校名を不開示とする部分開示決定を求めるものである。

(1) 全ての文書の特定を求める部分について

適法な審査請求であるため、4において処分の妥当性を検討することとする。

(2) 学校名の不開示を求める部分について

審査請求人は、本件処分3において開示された学校名の不開示を求める旨を主張し、審査請求を行っている。

ところで、行政庁の行った処分に関して審査請求をするためには、不服申立適格がなければならないが、当該処分によって直接に自己の法律上の権利利益を侵害された者でなければ不服申立適格があるとはいえない。このことから、行政文書の開示決定等の処分に関しては、審査請求人が実施機関に行政文書の開示請求を行い、行政文書が開示されなかった場合などは審査請求ができるといえる。

これを本件について見ると、本件処分3により学校名が開示されたことにより、審査請求人の法律上の権利利益が侵害されているとはいえず、審査請求人には不服申立適格が欠けていると認められる。

したがって、本件処分3について、学校名の不開示を求める審査請求は、不適法なものであるため、却下すべきである。

4 本件処分3の文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件処分3により特定された別表文書は非常に少ないと考え、他にも該当する本件請求報告書等が存在しないか、再度の特定を求めている。

この点につき、実施機関の説明によれば、執務室内、書庫及び共有フォルダ内等を検索したが、本件処分3により特定した別表文書の他に、平成29年度（2017年度）の本件請求報告書等は発見されなかったとのことだった。

また、実施機関が審査請求人に対して行った別件行政文書部分開示決定通知書6通を見分したところ、本件請求報告書等について、平成30年度（2018年度）は延べ11件、令和元年度（2019年度）は延べ9件、令和2年度（2020年度）は延べ11件、令和3年度（2021年度）は延べ18件、令和4年度（2022年度）は延べ22件をそれぞれ特定しており、近接する他の年度の件数と大きな差は認められなかった。

ところで、審査請求人は、文部科学省が公表する「いじめの認知件数」と別表文書の件数が大きく乖離していることを指摘している。この点につき、実施機関の説明によれば、どのような事案が書面による報告を要するか明確な基準はなく、学校長の判断に委ねられているとのことだった。法及び熊本県立学校管理規則（昭和32年11月9日教育委員会規則第6号）を見分したところ、学校から教育委員会への報告義務は規定されているが、その方法についての記載は認められなかった。

さらに、審査請求人は、実施機関の中で学校安全・安心推進課以外の所属が本件請求報告書等を保有している可能性を指摘している。この点につき、実施機関の説明によれば、本件請求報告書等について、平成29年度（2017年度）当時は高校教育課等に提出されたが、令和元年度（2019年度）、新設された学校安全・安心推進課に全て移管されたため、他の所属が保有している可能性はなく、高校教育課等の書架を検索して存在しないことを確認しているとのことだった。なお、熊本県教育庁処務規程（昭和36年3月28日教育委員会訓令第48号）を見分したところ、令和元年度（2019年度）以降、いじめに関する分掌事務が学校安全・安心推進課に集約されていることが認められた。

これらを検討するに、実施機関の検索が十分に行われていること、近接する時期の本件請求報告書等の件数と大きな差は認められないことを踏まえると、別表文書の他に平成29年度（2017年度）の本件請求報告書等を保有していないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、他に文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関における文書の特定は妥当であったと認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審議会の判断に影響しない。

6 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 3月26日	・ 諮問（第242号）
令和7年（2025年） 3月26日	・ 諮問（第243号）
令和7年（2025年） 3月26日	・ 諮問（第244号）
令和7年（2025年） 11月25日	・ 審議
令和7年（2025年） 12月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年） 2月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

部会長 鹿瀬島 正剛

委 員 齊藤 信子

委 員 関 智弘

別表

	行政文書の名称	行政文書の日付
1	事故報告速報（速報・2報・3報）	平成29年（2017年）4月9日 平成29年（2017年）4月12日 平成29年（2017年）4月17日
2	生徒のいじめ事案について（進達）	平成29年（2017年）5月19日
3	生徒のいじめ事案について（報告）	平成29年（2017年）5月19日
4	事故報告	平成29年（2017年）6月27日
5	事故報告	平成29年（2017年）6月30日
6	生徒指導関係事故発生速報（速報・続報）	平成29年（2017年）11月14日
7	生徒指導関係事故発生速報	平成29年（2017年）11月16日
8	生徒のいじめについて（報告）	平成29年（2017年）11月16日
9	天草市立本渡中学校2年生生徒のいじめ事案について（報告）	平成29年（2017年）11月20日
10	生徒の危険行為及びそれに関するいじめ事案について（進達）	平成29年（2017年）12月5日
11	生徒の危険行為及びそれに関するいじめ事案について（報告）	平成29年（2017年）12月5日
12	生徒指導事案にかかる報告	平成29年（2017年）12月6日
13	事前相談・速報等カード	平成30年（2018年）1月9日